

○小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

平成17年5月15日

改正

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成21年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成28年5月31日

平成29年4月1日

平成30年4月27日要綱第59号

平成31年4月25日要綱第39号

令和2年5月8日要綱第81号

令和3年3月31日要綱第111号

令和3年3月31日要綱第137号

令和4年4月1日要綱第42号

令和4年10月11日要綱第130号

令和5年4月1日要綱第35号

令和5年12月13日要綱第161号

令和6年4月1日要綱第43号

令和6年6月14日要綱第70号

令和7年5月27日要綱第73号

令和8年4月30日要綱第97号

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生家庭部門における温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、家庭用エネルギー高度利用システム又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 補助を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合

(2) 補助を受けようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合

(3) 規則第7条の規定に基づく補助金の交付決定前に補助対象事業に関する工事（基礎工事等は除く。）を着工し、又は補助対象電気自動車の車両登録を行った場合

3 市長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項第2号に規定する者に該当するか否かを確認（次項において「県警照会」という。）するものとする。ただし、前項の規定に該当しないことが明らかなきときは、この限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の工期確保等のため速やかに交付の決定（規則第5条第1項に規定する交付の決定をいう。以下同じ。）を行う必要があると市長が認めるときに限り、県警照会の結果を待たずして交付の決定をすることができる。

5 市長は、交付の決定を受けた者が、第2項各号に定めるものに該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合又は変更した場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) この要綱に規定する補助金の交付決定を受けた者は、同一年度内において、同一の種類の補助金交付決定を受けることはできない。ただし、家庭用エネルギー高度利用システムのうち、電気自動車と電気自動車用充放電システム（以下「V2H」という。）を併用する場合はこの限りでない。
- (5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第5条 前条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 連絡先の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更であると認めるもの

2 市長は前項の承認をしたときは、申請者に小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 申請者は、第1項ただし書の規定による軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届（様式第5号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式及び交付の時期は、別表

に定めるとおりとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 第4条第2号の補助事業の廃止の申請があった場合における交付決定の全部の取消し又は規則第9条第3項若しくは第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告書の様式及び添付を要する書類並びに同条第2項の規定による提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という)に対し、必要に応じて利用状況等のデータの提供その他協力を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第18条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、規則第18条の承認を受けようとするときは、財産の処分の制限に係る承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、補助事業者に対し、財産の処分の制限に係る承認通知書(様式第12号)を交付するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付すことができる。

4 補助事業者は、前項の承認を受けた財産を処分したときは、財産の処分の制限に係る報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備保管しておかなければならな

い。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 第12条第3項後段の規定により補助金の返還に関する条件を付したとき。

(4) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項及び規則17条第1項の規定に基づく補助金の返還を決定したときは、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金返還命令通知書(様式第14号)を交付するものとする。

(実施細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月15日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

2 小田原市低公害車導入補助金交付要綱(平成10年4月1日制定)及び小田原市住宅用太陽光発電システム整備費補助金交付要綱(平成12年5月15日制定)は、廃止する。

別表（第2条、第3条、第6条、第9条、第10条、第12条関係）

1 家庭用エネルギー高度利用システム

補助金交付の目的	家庭用エネルギー高度利用システムを導入する者に対して補助金を交付することにより、家庭部門のエネルギー利用の高度化を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。
補助対象者	自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に家庭用エネルギー高度利用システムを導入する又は家庭用エネルギー高度利用システムが導入された住宅を自らの居住用として購入し居住する個人とする。ただし、家庭用エネルギー高度利用システムは、自己所有のものに限るものとする。
	<p>次に掲げる要件を満たす家庭用エネルギー高度利用システムを取得し、自らが居住する住宅に熱又は電気を供給すること。</p> <p>(1) 燃料電池システム</p> <p>ア 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。</p> <p>イ 中古品でないこと。</p> <p>ウ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が登録するものであること。</p> <p>エ 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。</p> <p>(2) 蓄電池（定置型）</p> <p>ア 再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需給のピーク時など必要に応じて電気を活用できること。</p> <p>イ 中古品でないこと。</p> <p>ウ 太陽光発電設備が設置されている又は新たに設置され</p>

補助対象事業

る住宅に導入される蓄電池であること。

エ 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。

(3) 電気自動車

ア 当該電気自動車の自動車検査証は、燃料の種類に電気のみが記載されているものであること。

イ 交付決定日以降に初度登録される車両であること。

ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両として登録されている電気自動車であること。

エ 充電設備等を介して建物と電氣的に接続されるものであること。

オ 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。ただし、(4) V2Hと併用する場合はこの限りでない。

(4) V2H

ア 電気自動車の大容量バッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる設備であること。

イ 電気自動車が入居されている又は新たに導入される住宅に設置される設備であること。

ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象設備として登録されているV2Hであること。

エ 中古品でないこと。

オ 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。ただし、(3)電気自動車と併用する場合はこの限りでない。

補助金額	<p>(1) 燃料電池システム 3万円</p> <p>(2) 蓄電池（定置型） 5万円</p> <p>(3) 電気自動車 5万円</p> <p>(4) V2H 5万円</p>	
交付 申	様式	様式第1号その1、その2、その3及びその4
	提出期限	<p>家庭用エネルギー高度利用システムの設置工事に着手する前（電気自動車にあつては車両の登録前）、又は家庭用エネルギー高度利用システム付きの住宅を購入する前であつて、補助事業を実施する年度の1月末日まで</p>
		<p>次の(1)から(4)までに掲げる補助金の種類ごとに当該(1)から(4)までに定める書類を申請書に添付するものとする。</p> <p>(1) 燃料電池システム</p> <p>ア 補助対象設備の設置場所及び工事期間が確認できる売買契約書等の写し</p> <p>イ 補助対象設備の型番及び金額が分かる見積書等の写し</p> <p>ウ 申請者の身分証明書の写し</p> <p>エ 申請日に属する年度に取得した完納証明書</p> <p>オ 委任状（様式第2号）（申請者以外が手続する場合に限る。）</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 蓄電池（定置型）</p> <p>ア 補助対象設備の設置場所及び工事期間が確認できる売買契約書等の写し</p> <p>イ 補助対象設備の型番及び金額が分かる見積書等の写し</p> <p>ウ 補助対象設備の設置場所に太陽光発電設備が設置されている又は設置されることが分かる書類</p> <p>エ 申請者の身分証明書の写し</p> <p>オ 申請日に属する年度に取得した完納証明書</p>

<p>請書</p>	<p>添付書類</p>	<p>カ 委任状（様式第 2 号）（申請者以外が手続する場合に限る。）</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(3) 電気自動車</p> <p>ア 導入する車両の注文書の写し</p> <p>イ 補助対象設備の型番及び金額が分かる見積書等の写し</p> <p>ウ 補助対象設備の導入場所に充電等に係る設備が設置されている又は設置されることが分かる書類</p> <p>エ 申請者の身分証明書の写し</p> <p>オ 申請日に属する年度に取得した完納証明書</p> <p>カ 委任状（様式第 2 号）（申請者以外が手続する場合に限る。）</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(4) V 2 H</p> <p>ア 補助対象設備の設置場所及び工事期間が確認できる売買契約書等の写し</p> <p>イ 補助対象設備の型番及び金額が分かる見積書等の写し</p> <p>ウ 補助対象設備の設置場所に電気自動車が導入されている又は導入されることが分かる書類</p> <p>エ 申請者の身分証明書の写し</p> <p>オ 申請日に属する年度に取得した完納証明書</p> <p>カ 委任状（様式第 2 号）（申請者以外が手続する場合に限る。）</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p>
	<p>補助金交付決定通知書様式</p>	<p>様式第 6 号</p>
	<p>交付決定通知書の交付時期</p>	<p>交付申請書收受後おおむね 1 か月</p>

実績報告書	様式	<p>様式第8号その1,その2、その3及びその4</p> <p>次の(1)から(4)までに掲げる補助金の種類ごとに当該(1)から(4)までに定める書類を実績報告書に添付するものとする。</p> <p>(1) 燃料電池システム</p> <p>ア 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる領収書の写し（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合は、補助対象経費の支払い証明書（様式第9号）の提出をもってこれに代えることができる。）</p> <p>イ 補助対象設備の導入後の写真</p> <p>ウ 補助対象設備が申請者の住宅に設置されたことが分かる書類（保証書の写し等）</p> <p>エ 補助対象設備の導入完了日以降に当該住宅に居住していることがわかる住民票の写し</p> <p>オ 申請者の身分証明書の写し</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 蓄電池（定置型）</p> <p>ア 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる領収書の写し（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合は、補助対象経費の支払い証明書（様式第9号）の提出をもってこれに代えることができる。）</p> <p>イ 補助対象設備の導入後の写真</p> <p>ウ 導入した太陽光発電設備の写真（太陽光発電設備が新規導入の場合に限る。）</p> <p>エ 補助対象設備が申請者の住宅に設置されたことが分かる書類（保証書の写し等）</p> <p>オ 補助対象設備の導入完了日以降に当該住宅に居住して</p>
-------	----	---

添付書類

- いることがわかる住民票の写し
 - カ 申請者の身分証明書の写し
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (3) 電気自動車
- ア 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる領収書の写し（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合は、補助対象経費の支払い証明書（様式第9号）の提出をもってこれに代えることができる。）
 - イ 自動車検査証記録事項の写し
 - ウ 導入した充電等に係る設備の写真（充電等に係る設備が新規導入の場合に限る。）
 - エ 申請者の身分証明書の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (4) V2H
- ア 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる領収書の写し（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合は、補助対象経費の支払い証明書（様式第9号）の提出をもってこれに代えることができる。）
 - イ 補助対象設備の導入後の写真
 - ウ 導入した電気自動車の自動車検査証記録事項の写し（電気自動車が新規導入の場合に限る。）
 - エ 補助対象設備が申請者の住宅に設置されたことが分かる書類（保証書の写し等）
 - オ 補助対象設備の導入完了日以降に当該住宅に居住していることがわかる住民票の写し
 - カ 申請者の身分証明書の写し
 - キ その他市長が必要と認める書類

提出期限	導入完了日から起算して2か月以内又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで。ただし、市長が別に指定する日がある場合は、当該市長が指定する日。
補助金の交付の時期	実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限	補助の対象となった家庭用エネルギー高度利用システムは、導入完了日（家庭用エネルギー高度利用システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日）から起算して、6年以上所有し、使用しなければならない。ただし、家庭用エネルギー高度利用システムのうち電気自動車にあつては、使用開始日から起算して4年以上V2Hにあつては、5年以上継続して使用しなければならない。
申請等様式の特例	補助対象事業のうち(3)電気自動車と(4)V2Hを同時に申請する場合で添付書類が重複するものについては、その添付書類を省略することができる。（実績報告等について同じ。）

2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

補助金交付の目的	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスである新築の注文住宅又は新築の建売住宅を購入する者に対して補助金を交付することにより、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。
補助対象者	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスである新築の注文住宅又は新築の建売住宅を購入し、自らの居住用として居住する個人とする。
	次に掲げるZEH基準のいずれかを満たす新築の注文住宅又は新築の建売住宅を購入する事業。ただし、同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた又は交付を受ける

補助対象事業	<p>予定のある事業は補助対象としない。</p> <p>(1) Z E H</p> <p>(2) Z E H⁺</p> <p>(3) N e a r l y Z E H</p> <p>(4) N e a r l y Z E H⁺</p> <p>(5) Z E H O r i e n t e d</p>	
金額	<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス1件につき10万円とする。</p>	
交付申請書	様式	様式第1号その5
	提出期限	<p>補助対象事業に関する工事（基礎工事等は除く。）に着手する前又は建売住宅供給者等から住宅を購入する前であって、補助事業を実施する年度の1月末日まで</p>
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 新築の注文住宅又は新築の建売住宅の住所又は地番が確認できる売買契約書等の写し（ただし、新築の注文住宅の場合は、工事期間を示す書類も併せて提出すること。） 2 補助事業に係る金額が確認できる見積書等の写し 3 省エネ性能の評価対象となる設備導入が確定した時点の省エネ性能表示によりZ E H、Z E H⁺、N e a r l y Z E H、N e a r l y Z E H⁺又はZ E H O r i e n t e dのうち、いずれかの評価を受けたことが分かる評価書（申請時に評価書が発行されておらず提出ができない場合は、誓約書（様式第1号の2）の提出により申請時の添付は省略することができる。） 4 申請者の身分証明書の写し 5 申請日の属する年度に取得した完納証明書 6 平面図 7 委任状（様式第2号）（申請者以外が手続する場合に限る。）

		8 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書様式		様式第6号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第8号その5
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に関する費用を支払ったことがわかる領収書の写し（領収書の写しがない場合は、補助対象経費の支払い証明書（様式第9号）の提出をもってこれに代えることができる。） 2 実際に支払った補助対象事業費の内訳が明記されている書類（見積書、請求書、領収書等） 3 住宅建築前後の住宅全体が見える写真（建て売りの場合は購入した住宅の写真） 4 施工証明書（様式第10号） 5 補助対象事業の完了日以降に当該住宅に居住していることがわかる住民票の写し 6 実績報告時に居住する住所が記載されている申請者の身分証明書の写し 7 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	<p>転居又は転入した日から起算して2か月以内又は交付決定日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日まで。ただし、市長が別に指定する日がある場合は、当該市長が指定する日。</p>
補助金の交付の時期		実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限		補助対象者は、補助対象となった住宅等を6年以上所有し、使用しなければならない。（新築の建売住宅を購入した場合

は、その住宅に住民異動した日から6年以上所有し、使用しなければならぬ。))